

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成27年度)

区分	組織名	職名	氏名	備考
委員長	東北大学大学院	教授	伊藤 房雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊本 廣一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	佐野 直樹	前仙台市総務局総務部長
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭男	
委員	弁護士	弁護士	丸山 水穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年

平成26年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

平成27年 6月29日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

宮城県は、「農地集積アクションプラン」を独自に作成し、関係機関等を構成員とする推進会議を開催して連携の強化を図ると共に、市町村との意見交換や協力要請も行っており、そこに今回の農地中間管理事業を活用して農地の再活用・流動化を進めていく揺るぎない姿勢を感じ、評価できる。農業振興の課題には、農地集積のほか担い手の育成や新規就農の促進、等々があるため、農地流動化が最優先課題であるとは一概には言えないが、農地流動化を進める上での農地中間管理事業の位置づけは最重要であると考えられる。

ただし、「農地集積アクションプラン」では集積率9割を目標に設定しているが、その達成に当たっては、今後市町村との協議や調整に充分努めると共に、関係者の意識醸成を図る必要もある。また、数値目標も大切であるが、実質的に農地が担い手に集積していくことが何よりも大切である。このため農地集積の成功事例を積み重ねていくことが重要である。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構としては、基本的に将来の地域農業をデザインしていく気概が感じられることから、評価できる。また、市町村への説明や協力要請を精力的に行っていることや、関係団体や企業等に対しても積極的に働き掛けを行っていること等も評価できる。

ただし、本機構で実施しなければならない業務を除く大半の業務を外部に委託しており、貸し手と借り手の掘り起こしには依然として課題があると考えられる。特に、貸し手と借り手のマッチングが成立していない農地について機構は借受けしない方針であることから、借り手を探す更なる努力が必要になると思われる。

また、農地中間管理事業は新しい手法であることから、県内の農家によく理解してもらうためには、機構が積極的に現地へ出向き、農家に詳しく丁寧に説明する必要がある。また、本事業を円滑に推進していくためには、地域の農家から信頼を得ることも重要であると思われることから、地域とのつながりを大事にしていく必要があると思われる。

③ その他

他県の取組から、農地中間管理事業の推進には地域コーディネーターの存在が有用であると見えてきたことから、本県においても積極的に地域コーディネーターを配置し、活用しようとしている点は評価できる。ただし、地域コーディネーターを配置していればよいということではなく、地域コーディネーターに十分に活動してもらうことが大事なので、今後早急に地域コーディネーターの待遇についてよく検討する必要がある。

2 推進体制

① 宮城県

宮城県推進本部を設置し、関係機関や関係団体との連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、連携・協力体制を構築し取組を推進している点は評価できる。

ただし、他圏域の情報や質問事項・意見等をどのように共有していくのか、要望事項等に対してどのように改善を図っていくのか等々の課題も残されている。このため、現場活動の実態を把握して、本事業を積極的に推進していけるよう体制の一層の改善が必要と思われる。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

事業開始年度の早急な制度設計のもとで、機構の体制を整備すると共に、業務委託を進め、関係者に対する事業の理解醸成を図ってきたことは評価できる。また、上記の地域コーディネーターの配置についても、平成27年度事業に取り入れている点は評価できる。

なお、事業を円滑に推進し、農地集積をさらに加速させていくためには、人員体制の充実と農地中間管理事業の一層の周知徹底が必要と思われる。

③ その他

個々の農業経営者による農地集積の取組を別にすれば、農地の流動化や担い手への面的集積は、農地集積円滑化事業などに見られる様に、これまで（各地域の事情を反映して）市町村や農協が主体的に進めてきた。農地中間管理事業においても、現場での事業推進主体は、従前通り、市町村や農協が担わざるを得ないと思われる。このため機構が果たすべき役割には、単に業務を委託するだけでなく、市町村や農協が活動しやすい環境を整備することも含まれると考えられることから、例えば現場での人員不足や予算不足など現行制度で充分対応できない点があれば、その課題の解決に向けて国や県に必要な措置を要請することも必要である。

3 推進方法

① 宮城県

「人・農地プラン」の作成地域数を把握するだけでは、地域の実情を把握できているとは言い難い。また、農地中間管理制度そのものへの理解が十分に浸透していない面もあるようなので、特に「出し手」農家に対する周知徹底と理解醸成が必要である。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

全体的に、PDCA サイクルに基づき平成27年度事業に改善方策が盛り込まれている点は評価できる。

その一方で、受け手側の意向確認等は実施しているものの、出し手側のニーズ把握は充分であるとは言い難いようなので、今後なお一層出し手側のニーズ把握に努力すると共に、各地域の実情を踏まえた木目細かい計画を策定していただきたい。そのためにも、各市町村や各地域の状況を踏まえ、現場での調整役としての質の高いコーディネーターの配置が強く望まれる。

③ その他

今後は中山間地域の受け手対策が大きな課題になると考えられるので、長期にわたる推進対策の構築が必要になる。

4 事業実績

① 機構借入関係

初年度とは言え、多くの借受希望（受け手）と少ない貸出希望（出し手）のミスマッチを見せつけられた。この問題を解決するためには、県や市町村、農協等の地域団体、機構の一層の努力も必要であるが、なによりも貸出側（出し手農家）の意識改革と信頼感の醸成がもっとも大事と思われる。このため評価も、短期的な実績だけでなく、長期の実績に基づく判断が必要と思われる。

② 機構貸付関係

機構借入882haに対して貸付面積は450haとなっている。これは集積計画と配分計画の認可にタイムラグがあることがその理由と考えられる。このため配分計画の認可が翌年度にまたがる場合は、前年度実績として評価できる様に修正する必要があるのではないか。

③ 機構管理（実績無し）関係

機構管理の実績がないことは、貸し手と受け手がマッチングされた農地のみ機構で借り受けることとしているためであり、本来であれば、マッチングされていない農地であっても地域に十分な担い手がいる場合は機構で借り受けるべきではないか。

④ 構条件整備（実績無し）関係

コメントは特になし。

⑤ 貸付希望者リスト掲載関係

目標面積の8割が申し込まれており、達成度は良と思われる。

⑥ 貸付希望者リスト掲載関係

認定農業者数の46%が受け手として申し込んでおり、達成度はやや良と思われる。